

# 第2回和光市農業委員会総会会議録

和光市農業委員会

## 第 2 回 和 光 市 農 業 委 員 会 総 会 日 程

平成 2 6 年 8 月 2 7 日 (水曜日) 午後 2 時 0 0 分開会

日程第 1 開 会

日程第 2 開 議

日程第 3 議事録署名委員の指名 4 番 吉田武司委員 5 番 山田春雄委員

日程第 4 提出議案 議案第 1 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について  
議案第 2 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想改正案に  
対する意見照会について

日程第 5 協議事項 ① 9 月の農業委員会総会の日程について  
② 平成 2 6 年度県外視察研修について  
③ 和光都市計画生産緑地地区の変更について  
④ その他

日程第 6 諸報告 ① 会長専決  
② その他

日程第 7 閉 会 午後 2 時 4 0 分

出席委員（11名）

1番	柴崎幸夫君	2番	畑中昭二君
3番	山田利久君	4番	吉田武司君
5番	山田春雄君	6番	加山和義君
7番	齋藤定男君	8番	田中明君
9番	萩原正弘君	10番	富澤貢一君
11番	石田秀樹君		

---

欠席委員（なし）

---

◎開会

◎開議

○事務局長（川辺） ただいまから第2回農業委員会総会を開催したいと思います。

本日は、全委員出席になります。

それでは、初めに会長、ご挨拶をお願いします。

○柴崎会長 こんにちは。本日は雨の中、農業委員会総会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。先日まで暑い日が続きまして、仕事をするのも大変だったのですが、二、三日前から涼しくなってきました、これから秋の作物の作付などで大変お忙しいとは思いますが、秋には農産物共進会等もございますので、沢山作物をつくっていただきまして、出品していただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、第2回和光市農業委員会総会を始めます。よろしく願いいたします。

---

◎議事録署名委員の指名

○柴崎議長 まず、議事録署名委員なんですが、4番、吉田武司委員、5番、山田春雄委員にお願いいたします。よろしく願いいたします。

---

◎提出議案

議案第1号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について

○柴崎議長 それでは、議案に移りたいと思います。

提出議案、議案第1号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

（事務局朗読説明）

○柴崎議長 補足説明をお願いします。

○事務局（小林） 補足説明をさせていただきます。

本案件は、相続税納税猶予の適用から20年間営農を継続したことによる免除確定のため、管轄する朝霞税務署より納税猶予の特例適用農地の利用状況について照会があったものです。

Aさんは、平成6年8月21日に相続を開始しており、農業委員会ではその時点から20年間、

農地として利用されていたかを審議し、その結果を朝霞税務署に回答することになります。

一般的には、納税猶予の適用を受けると、税務署に対して3年ごとに農地の利用状況等について報告する必要がありますが、Aさんが納税猶予の適用を受けた平成6年当時は、特例適用農地に生産緑地が含まれておらず、且つその特例適用農地の全てを担保に入れる場合には、3年ごとの税務署への報告義務がございませんでした。そのため、農業委員会として3年ごとの利用状況の確認は行っていないという状況です。

従いまして、判断するに当たっては、今回8月19日に田中明委員に同行していただいて実施いたしました現地調査の結果と、日頃皆様が目にされる特例適用農地におけるAさんの農作業への取り組み、利用状況調査の結果や8.1調査の結果等から、この20年間対象農地を適正に利用されていたかをご審議いただければと思います。

利用状況調査においては、これまで改善指導の対象となった農地はございません。

8.1調査では、特例適用農地において枝豆、ブロッコリーといった品目の作付を行っている旨を回答されております。

現地の様子は、今から写真をお返ししますので、ご確認ください。

補足説明は以上です。

○柴崎議長 ありがとうございます。

それでは、写真を見ていただきまして、それから皆様のご意見を伺いたいと思います。

その前に、田中委員に現地調査の報告をお願いいたします。

○田中委員 土地表示にございます表番のところを農業委員会事務局職員とともに、現地を確認させていただきました。写真にあるとおり、一部植木の畑、またもろもろ野菜、ネギ等がつくられており、健全に耕作状況がなされていることを確認いたしました。

以上でございます。

○柴崎議長 ありがとうございます。

ただいま写真が回りましたが、何かご意見、ご質問等があったらお願いいたします。

ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○柴崎議長 それでは、質問や意見がないので、採決に移りたいと思います。

この議案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

---

**議案第2号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想改正案に対する意見照会について**

○柴崎議長 それでは、次に移ります。

議案第2号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想改正案に対する意見照会についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（小林） この議案に関しては直接補足説明に入らせていただいておりますか。

○柴崎議長 はい。

○事務局（小林） その前に、議案書と一緒に配付いたしました改正案を今日お持ちでない方はいらっしゃいますでしょうか。大丈夫でしょうか。

では、補足説明に入らせていただきます。

議案第2号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想改正案に対する意見照会について。

本案件は、和光市が策定している農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下、基本構想）を改正するに当たり、農業委員会に対して和光市長より意見の照会があったものです。

基本構想の改正案については、議案書に同封して配付させていただいておりますが、この場で内容についてご審議いただき、原案どおりでよいか、異議がある場合にはその内容を取りまとめ、農業委員会の意見とさせていただきたいと思っております。

和光市では、平成19年4月に担い手への支援として認定農業者制度を導入することとなり、基本構想を策定しております。認定農業者制度は、農業経営基盤強化促進法という農業経営に意欲と能力のある者の確保と経営感覚に優れた効率的且つ安定的な農業経営を育成することを目的とした法律に基づく制度です。

農業経営基盤強化促進法の中で、認定農業者制度を導入するに当たっては、市町村は埼玉県が農業経営基盤強化促進法に基づき策定する基本方針に沿って基本構想を策定し、埼玉県の認定を受けなければならないとされております。

平成25年12月に、農業経営基盤強化促進法が改正され、埼玉県の基本方針も改正されました。それに伴い和光市の基本構想も改正する必要性が生じたというのが今回、和光市長から意見照会がなされた経緯でございます。

埼玉県の基本方針の主な改正点は、新たに農業経営を営もうとする青年等に関する事項、農地保有合理化事業の削除などで、今回の和光市の基本構想改正案には、これらの改正点を反映させております。

基本構想は、平成22年6月にも農業経営基盤強化促進法の改正に伴って改正しておりますので、今回は2回目の改正となります。

基本構想の内容としましては、農業を産業として成立させるために、和光市において個々の農業者の方がどのような農業経営に取り組むことが望ましいか、その指標を示すとともに、市が行政として取り組むべき施策が示されており、認定農業者の認定を受けるための基準となる経営指標等も示されております。

今回の改正点は、別紙改正案で赤字で示されている箇所になりますが、主な内容としては先ほど申し上げたとおり、新規就農をしようとする青年農業者等の育成・確保に関することや農地保有合理化法人に関するもので、改正された埼玉県の基本方針に沿ったものになります。

それでは、別紙基本構想改正案の2ページをご覧ください。

2ページの改正箇所は、「6新たに農業経営を営もうとする青年等の育成確保に関する目標」になります。こちらは、新たに追加したもので、和光市における新規就農の現状、確保・育成目標、今後の取り組み等を示しております。

(2)のイで示している数値目標は、新規青年就農者が受けることができる給付金がいまして、その基準となる数値が認定農業者の認定基準の数値の5割程度であることから、その点を踏まえたものとなっております。

続いて、12ページをご覧ください。

こちらは認定農業者の認定等の基準となる農業経営指標に、新たに営農類型として「苗物、鉢物栽培経営」を追加し、その具体的な指標を示した表になります。和光市都市農業推進協議会において、さいたま農林振興センターの技術普及担当課長から新規就農者が取り組みやすい営農類型として今回の改正で盛り込むことを提案されたことから、追加したものです。

続いて、13ページをご覧ください。

「第3農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型

ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標」という項目が追加されておりまして、内容としては、先ほど申し上げた新規青年就農者が受けることができる給付金の認定基準となる経営指標は、5ページから12ページに示されている認定農業者の認定基準の経営指標を準用するというものです。

続いて、15ページをご覧ください。

このページの改正箇所は、農業経営基盤強化促進事業として、「新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業」が追加されております。

こちらの具体的な内容につきましては、23ページ以降に示されておりまして、先ほどご覧いただいた2ページの新規青年就農者の育成・確保に関する目標を達成するための取り組みを記載しております。

以上が主な改正箇所になりまして、その他の改正箇所は単純な番号や数値の変更や文言の削除、それと農地保有合理化法人の廃止に伴う名称の削除となります。

それと今説明いたしました改正案に関しまして原案どおりでよいか、異議がある場合には、その内容についてご審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上です。

○柴崎議長 ありがとうございます。

これは国のほうで新規就農を支援するということと、農地中間管理機構を設けるということで、法律の改正がありまして、それに伴い県が基本方針を策定し、市町村単位で農業経営基盤強化に関する基本的な構想を改正するという事で当議案として上がっております。

これに対しましてご質問、ご意見等があったらお願いいたします。

幾つか挙げてあるのが和光市の実際やられている方のモデルケース的なものでして、目標的な数字で挙げております。

富澤委員。

○富澤委員 13ページの今までは50%だったものが40%にしたというのは、耕地面積が少なくなったことによるものなんですか。

○柴崎議長 事務局、説明をお願いします。

○事務局（渡辺） こちらにつきましては県の基本方針に即している部分もあるんですけども、これまで県の基本方針では60%だったものを48%に下げしております。この理由としまして、市内全体の農地に対し、これらの分子となります担い手等に農地を集積する目標の面積というものがあつたんですけども、その担い手の捉え方がこれまである程度広い範囲だった



んですけども、認定農業者等、もしくは認定就農者といった範囲が狭まることに伴いまして、分子が小さくなることから目標面積を小さくした形になります。ちなみに、和光市の場合ですと、今現在の数値ですと26%程度になります。こういった状況から考えまして、40%に目標の数値を変更した形になります。

○柴崎議長 よろしいですか。

○富澤委員 はい、結構です。

○柴崎議長 要するに認定農業者が利用している農地が26%になったと。

○事務局（渡辺） そうです。

○柴崎議長 認定農業者は30名ですか。

○事務局（渡辺） 32名です。

○柴崎議長 他に質問等があったらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○柴崎議長 それでは、採決に移りたいと思います。

この議案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

---

## ◎協議事項

### ①9月の農業委員会総会の日程について

○柴崎議長 続きまして、協議事項に移ります。

①9月の農業委員総会の日程について、事務局、お願いします。

○事務局（青木） 協議事項①9月の農業委員会総会日程についてでございますが、事務局案としまして24日水曜日、29日月曜日、もしくは30日水曜日、いずれも午後2時から第2委員会室を予定しております。

日程調整のほどよろしくお願いいたします。

○柴崎議長 24日、29日、30日の中で都合の悪い日を挙げてください。

○吉田委員 29日は都合が悪いんですけども。

○柴崎議長 29日は吉田委員が都合悪いということなんですが、30日でよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○柴崎議長 30日でお願いいたします。

○田中委員 何時からですか。午後は都合が悪いんですが。

○柴崎議長 事務局、会場午前中大丈夫ですか。

○事務局(青木) 今確認しております。

30日の午前中、第2委員会室が空いておりました。

○柴崎議長 大丈夫ですか。では、30日の午前中でお願いいたします。

時間は9時半か10時か、どうしましょう。

○山田(利)委員 9時半にしましょう。

○柴崎議長 9時半ということをお願いいたします。

第2委員会室でいいですか。

○事務局(青木) はい。

---

## ②平成26年度県外視察研修について

○柴崎議長 続きまして、②平成26年度県外視察研修について、事務局よりお願いします。

○事務局(青木) 協議事項②平成26年度県外視察研修についてということで、視察先、時期などについて委員の皆様から何かご意見等、もしくは視察先に関してご希望等ございましたら、お聞かせいただければと思います。もしご希望等がなければ、事務局である程度、候補を絞らせていただいて、調整させていただければと思っております。

参考といたしまして、過去5年間の視察先を申し上げます。

平成21年度、銚子市セブンファーム富里、平成22年度、みずほの村市場、株式会社三鷹ファーム、平成23年度、今採り農産物直売所かしわで、多古町旬の味産直センター、平成24年度、横浜市、平成25年度、千葉県匝瑳市ふれあいパーク八日市場、以上です。

ご協議のほどよろしくをお願いいたします。

○柴崎議長 県外視察ということなんですが、多分なかなか難しいでしょうが、どこか行きたいところとがあれば。

時期なんですが、これからなんですけれども、10月は多分無理だと思います。11月はまた市民まつりとかがありまして、12月はさすがに忙しくて1月か2月になるんですけれども、その辺りで調整することになると思います。以前は1泊だったんですが、ここのところ日帰りになっています。

とりあえず、いい案があったら事務局にご連絡ください。そしてもしないようでしたら、事務局で調整をお願いします。それでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○柴崎議長 一応1月か2月ということをお願いいたします。

---

### ③和光都市計画生産緑地地区の変更について

○柴崎議長 それでは、次に移りたいと思います。

③和光都市計画生産緑地地区の変更について、事務局よりお願いします。

○事務局(青木) 続きまして、協議事項③和光都市計画生産緑地地区の変更ということで、お手元の資料をご覧いただきたいと思いますが、こちらは生産緑地を所管する建設部都市整備課より生産緑地地区の変更に関して農業委員会に意見の照会がございました。こちらについてご意見等ございましたら、よろしくをお願いいたします。

1枚めくっていただきまして、和光都市計画生産緑地地区の変更ということで、1都市計画生産緑地地区中第53号生産緑地地区を次のように変更するというので、こちらは面積と区域の変更になります。

2都市計画生産緑地地区中第153号、第154号、第155号、第156号及び第157号の生産緑地地区を次のように追加する。

3都市計画生産緑地地区中第14-1号を廃止する。こちらは理由としましては、公共(組合)土地区画整理事業による仮換地の使用収益の開始、法3条の要件を満たす追加指定及び法第14条の規定に基づく行為制限の解除により都市計画生産緑地地区を本案のとおり変更するというものになっております。

次のページに新旧対照表を載せてございます。左が新旧対照表でございまして、14-1号に関しましては廃止、53号に関しては面積が減っております、153号から157号までは追加の指定になります。

またページをめくっていただきますと、理由書がございまして、2番のところになりますが、(1)第53号に関しては中央第二谷中土地区画整理事業の進捗に伴い、仮換地の使用収益が開始されたことと、隣接地につきまして都市の緑化推進のために追加指定することによる面積と区域の変更ということになります。

(2)の153号、154号、155号、156号及び157号に関しては、新たに追加指定するものになります。

(3) の14-1号に関しては、主たる従事者の死亡により買い取り申し出がされており、廃止することとなります。

以上です。

○柴崎議長 生産緑地の追加指定と解除なんですけど、この追加指定に関しましては今年6月に農家だよりでお示ししましたように追加指定の申請ということで、希望する方は申請してくださいということで、都市整備課に申請されて、農業委員会で耕作証明を交付して、都市整備課で認められてこちらに記載されております。

解除は、5月に主たる従事者証明申請承認ということで議案に上ったものです。この後、市の都市計画審議会で正式に解除することが決まります。そういう流れだと思います。

何かご質問等があったらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○柴崎議長 よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○柴崎議長 それでは、意見なしということでよろしく申し上げます。

---

#### ④その他

○柴崎議長 続きまして、協議事項④その他ということで事務局お願いします。

○事務局(青木) その他はございません。

以上になります。

---

#### ◎諸報告

##### ①会長専決

○柴崎議長 続きまして、諸報告①会長専決になります。

○事務局(青木) 諸報告①会長専決。今月の会長専決につきましては、4条の届出が3件、5条の届出が7件となっております。ただいま写真をお回しいたしますので、ご確認いただければと思います。

以上です。

(写真回覧)

○柴崎議長 写真が回りましたが、ご質問等ございましたらお願いいたします。ございませんか。

(「なし」の声あり)

○柴崎議長 それでは、会長専決については以上といたします。

---

## ②その他

○柴崎議長 続きまして、②その他、事務局、お願いします。

○事務局(青木) 諸報告②その他になりますが、2014年和光市民まつりへの模擬店出店の申し込みを先日行いましたので、ご報告をさせていただきます。

詳しい内容につきましては、日程が近づいてきましたらいろいろご協議していただく形になるかと思っておりますけれども、本年もよろしく願いいたします。

以上です。

○柴崎議長 よろしく願いいたします。

○事務局(青木) そちらの市民まつりに関連しまして、本日チラシをお配りしておりますが、市民まつりの協賛のお願いということで、こちらは後ほどご覧いただければと思いますので、よろしくお願いします。

○柴崎議長 協賛金は個人でよろしいですね。お願いします。

次、お願いします。

○事務局(渡辺) 諸報告、その他の3点目といたしまして、あさか野農業協同組合から事務局にご説明があったものにつきましてここで報告をさせていただきます。

このたびあさか野農業協同組合で耕作放棄地の対策の一環といたしまして、組合の農作業受委託の規程を策定されたということでご報告をいただきました。

内容としましては、市内で農地をお持ちの方でご自身での農地管理が難しい場合に農協がこの農作業受委託を受けまして、さらに農協から実際に作業を行っていただく農業者団体、農業者の方への再委託を行う形で農地の保全管理を行うという制度の内容になります。

具体的には、耕作面積1反当たり約1万円程度を目安といたしまして、この作業を行う料金体系になっております。年間契約で行いまして、年間4回程度の耕耘を行う内容になっております。また、草刈りの作業につきましては、1㎡当たり80円という金額設定になりまして、1反に換算しますと8万円ぐらいの金額で、作業を請け負うような制度となっております。こちら今現在農協で制度を積極的にPRするというよりも、各市内での団体の協力を今後依頼していくという内容になっておりまして、まだ積極的に制度周知はできないんですが、農業委員会に相談があった場合には、こういった制度があるということを伝えてほしいという

ことで依頼がございまして、今回ご報告をさせていただく次第です。

よろしく願いいたします。

○柴崎議長 農地パトロールとかに行きまして、草とかが生えていまして、高齢となって耕作ができないですとか、体を壊して一時的に耕作ができないという方に対しまして、とりあえず草刈りだとかそういうのをやってもらおうということで、あと納税猶予地とかはできないんですが、少しでも耕作放棄地を減らそうということで、前々からそういう構想があったんですが、ここのところで農協でまとめてくれたので、そういう畑が出てきたら利用するような方向でやっていけたらと思っています。よろしく願いします。

山田委員。

○山田（利）委員 1反8万円というのは草刈りが1反8万円ですか。

草刈りですよ。耕耘じゃなくて。

○事務局（渡辺） 基本的に草刈り機による草刈りという表現になっておるんですけども、1㎡当たり80円の金額になります。またハンマーナイフモア等を使う場合には、さらに別途で1万円徴収することになります。ですので、基本的には耕耘をメインに考えておられる制度なのかなと推察されます。

○山田（利）委員 8万円ですか。それで草は出すんですか、そのまま畑へうなり込んじゃうとか。

○柴崎議長 処理代ということですよ。

○富澤委員 それも入っているんじゃないかな、たしか。

○事務局（渡辺） 料金表には、処理料についての記載はないんですけども、恐らく処理料も含めての額だと思います。

○山田（利）委員 背が高い草なんか刈り倒したら、畑から持ち出してくれるのか、その辺どうなんでしょうか。ただ刈り倒すだけなら。

○加山委員 根っこまでは持っていかないでしょう、たしか。

○富澤委員 根っこまではないと思います。

○山田（利）委員 わかりました。すみません。

○柴崎議長 ということで、よろしく願いします。

他に何かご意見等がございますか。よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

◎閉会

○柴崎議長 本日はどうも慎重審議ありがとうございました。

おかげさまをもちまして滞りなく終わらせることができました。

29日は研修もございますので、そちらのほうもよろしく願いいたします。またそれを終わってから暑気払いがありますので、よろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

閉会 午後 2時40分

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成26年10月30日

和光市農業委員会議長 柴崎 幸夫

署名委員 吉田 武司

署名委員 山田 春雄